

審査基準

平成13年6月6日作成

法令名：質屋営業法
根拠条項：第28条第3項第1号
処分の概要：質契約の終了行為者の承認
原権者（委任先）：石川県公安委員会
法令の定め： 質屋営業法第4条第3項（営業内容の変更） 第9条第2項（許可証の返納） 第28条第6項（質置主の保護） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続） 第10条（死亡の届出） 第14条の2（許可証の返納）
審査基準： 質実約を終了させるために必要な行為を行う者が、質置主の保護の観点から不 適当でないと認められる者であるときに承認する。
標準処理期間：25日
申請先：申請書は、営業所所在地の所轄警察署の生活安全課（生活安全刑事 課）に提出して下さい。
問い合わせ先：石川県警察本部生活安全企画課営業風俗係（076）262-1161 内線3043
備考：